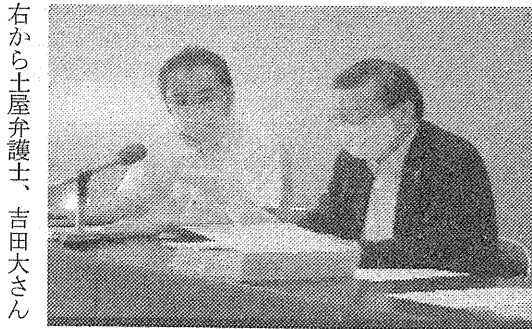


2020年10月15日
第179号
新潟県本部版 付録
〒956-0865
新潟市秋葉区善道町1-1-1
国労新潟内
電話/Fax 0250-25-3181

救援新聞

毎月5の日、月3回発行
1ヵ月300円(郵送料40円)
発行 日本国民救援会発行
〒113-8463 東京都文京区湯島
2-4-4 平和と労働センター内
電話 03 (5842) 5842
FAX 03 (5842) 5840



右から土屋弁護士、吉田大さん

帝京長岡高に賃金仮払い命令 地裁長岡支部

決定の理由

帝京長岡高の教諭だった吉田大さんが、労働組合であることなどを理由に不当解雇されたとして地位保全などを求めた仮処分手続きで、新潟地裁長岡支部は9月18日、解雇を無効として賃金の仮払いを命じる決定をしました。

「本件普通解雇は、債権者の職務の適格性につき、債務者に重大な損害を与えたり、その経営や業務運営等に重大な影響や支障を及ぼすほどの内容である場合に当たるとは言えず、また、それらが、指導や教育、注

**帝京長岡・吉田大さんに
解雇は無効の命令出される**

意、降格や懲戒処分等の事前の改善措置によっても容易に是正し難い程度に達しているとも言えない状況において行われたものと認められる。よって、本件普通解雇は解雇権の濫用にあたり、無効である」と断じています。

学園は、吉田教諭が組合員であることを認識して以降、吉田教諭へのパワハラを激化させ、事実にないとや事実の歪曲による懲戒処分の強行、強化指定部である女子バレーボール部監督・顧問からの排除をおこないました。それらの行為が、2017年11月2日、県労働委員会の場で「組合員であることを理由にした不当労働行為である」との命令を受けても、学園はその命令に従わないどころか、中央労働委員会に不服申立

をおこないました。そして学園は、2020年3月10日、その中央労働委員会の場でも、最終段階で示された「懲戒処分の撤回」と「男子バレーボール部の顧問就任」等を内容とする和解勧告を拒否しただけでなく、その翌日11日には、吉田教諭に対し解雇通告をおこなうという前代未聞の暴挙までおこないました。

組合員であることを理由とした差別を学園から一掃すること、教職員の身分が守られ安心して働くことができる職場をつくること、これらの実現を強く願い、労働委員会への申立てや裁判にも訴えてきました。それが学園の教育の改善

第20回新潟県解放運動戦士追悼会

とき 10月10日(土)
11:00~追悼式
ところ 解放運動記念公園

- 1、推薦された顕彰者数は、22人第1回~合計は1792人となりました。
 - 2、追悼式参加者目標40人遺族は、5人です。団体参加の確認を急ぐ。
 - 3、国会議員・予定候補のメッセージ要請。マスコミへの取材要請と記者会見を進めてきた。
- ※第3回実行委員会の確認事項
※紙面裏、新追悼者のお名前、享年、略歴を紹介します。

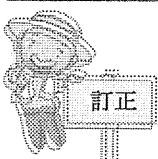
にもつながることで、心から願うことである。今回の新潟地裁長岡支部の決定を機に、学園が争議の全面解決に向け、現在係争中の争議を一刻も早く終結させることを強く求めま

す。その上で、学園が吉田教諭の解雇撤回と職場復帰を速やかにこない、労使関係の正常化をはかること。「差別をなくす」「人権を守る」ことは、教育の場でこそ、より尊重されなければならぬと考えています。教職員が安心して教育活動に専念でき、生徒一人ひとりが大切にされる学校をつくっていくため、今後とも引き続き奮闘していく決意です。…などと、帝京長岡高等学校教職員組合・新潟私教連が「声明」を出しています。

お知らせ 第40回県本大会

とき 11月3日(火) 13:00~
ところ 国労事務所 2階

- コロナ過に対応した県本部大会になります。
- ◆代議員は、人数制限します約20人以内。
 - ◆代議員は、役員と各支部1名で構成。
 - ◆支部に属さない会員は、あらかじめ県本部に連絡ください。
 - ◆各自マスクを着用願います。
 - ◆懇親会は、行いません。



お詫びと訂正
県版第178号
学習交流集会で
9/22を8月22日、
訂正します。